

### 資料3) 動物福祉の指標「5つの自由 Five Freedoms」は、次のとおりです

動物福祉が守られている状態とは、動物が身体的・精神的に健康で、幸福であり、環境と調和して存在できるように配慮された状態をいいます。1960年代にイギリスで定められた「5つの自由」は動物福祉の指標で、現在、全世界で人間の飼育下にある動物の福祉の基本とされています。

1. 飢えと渇きからの自由（解放）
  - 栄養学的に適正な食物を適正な量や頻度で与えます。
  - 清潔な水がいつでも飲めるように与えます。
2. 不快からの自由（解放）
  - 動物が不快を感じない温度、湿度、臭気、音量などの条件を満たした適切な生活環境を準備します。
  - 動物の生活場所を清潔に維持します。
3. 痛み・怪我・病気からの自由（解放）
  - 予防できる病気に対しては措置を講じ、病気予防に努めます。
  - 動物が病気にかかったり怪我を負ったときにはすぐに動物病院に連れて行くなどの措置を講じ、早期に治療が施されるようにします。
  - 強い痛みを抱えている動物に対しては鎮痛を目的とした適切な処置を講じます。
4. 恐怖や苦悩（精神的苦痛）からの自由（解放）
  - 動物が精神的な恐怖や苦痛を感じるすべての行為をしない、させないことによって動物を守ります。
  - 動物が精神的な恐怖や苦痛を感じている場合は、状況を確認してその原因を取り除くように努めます。
  - それぞれの動物の社会性に応じた適切な心的交流をはかります。
5. 正常な行動を表出する自由
  - 動物が持っている本来の行動を表出できるように十分な空間や設備を与えます（種および品種に合った飼養環境を整えます）。
  - 動物が持っている本来の行動を表出できる機会を与えるようにします。
  - 人間社会と折り合わない行動については、その要求を満たす代替の行動をとることができるように努めます。